

# 放射能汚染法で防げ

## 札幌の弁護士 制度制定へ手引書

札幌の山本行雄弁護士(77)が「制定しよう 放射能汚染防止法」を出版した。

原発事故に伴う放射能汚染を明確に公害と位置付け、規制基準や罰則規定を設けることを求める市民運動の「手引書」を旨とした。山

本弁護士は「現状では放射能汚染から国民を守る法制度が欠落していることを多くの人に知ってもらい、運動の輪を広げたい」と話す。

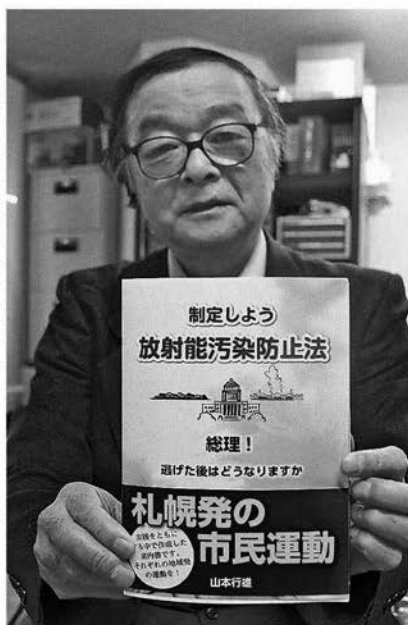
2011年の東京電力福島第1原発事故で大量の放射性物質が放出された。しかし、環境基本法は放射性物質を除外し、汚染を取り

締まる大気汚染、水質汚濁両防止法にも放射性物質の規定がなかった。12年以降法改正で放射性物質の監視や漏出時の公表が義務づけられたが、今も規制基準や

罰則規定はないままだ。

山本弁護士や札幌の市民団体は、11年11月に「『放射能汚染防止法』を制定する札幌市民の会」を立ち上げ、道内外で学習会などを開いている。

出版した本は、規制の「空白」がある現行法の問題点や法改正の必要性をイラストを交え分かりやすく解



放射能汚染防止法の制定を呼び掛ける本を手にする山本行雄弁護士

説。札幌発の防止法制定運動の経緯や、14年に高橋はるみ知事に出した質問書全文、学習会で出た質問への回答なども盛り込んだ。昨年12月下旬に出版し

た。A5判202ページで1296円。発行元はブイツーソリューション(名古屋)。購入などの問い合わせは山本行雄法律事務所011・615・0711へ。